

安倉地区福祉エリア

防災相互応援協定締結書

希望の家ワークセンター

宝塚さざんかの家

市立養護老人ホーム福寿荘

宝塚あしたば園

安倉地区福祉エリア防災相互応援協定

あひる保育園

すみれ共同作業所

ワーク友愛

メゾン宝塚自治会

県営安倉団地自治会

市営安倉西住宅自治会

(目的)

第1条 この協定は、宝塚市地域防災計画第1編、災害予防計画中の「災害弱者等の安全環境整備」対策の一環として、火災又は震災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、希望の家ワークセンター、宝塚さざんかの家、市立養護老人ホーム福寿荘、宝塚あしたば園、あひる保育園、すみれ共同作業所及びワーク友愛（以下「甲」という。）が初期活動等において相互に応援するとともに、近隣自治会であるメゾン宝塚自治会、県営安倉団地自治会及び市営安倉西住宅自治会（以下「乙」という。）が一致協力し、甲における災害に対して、その組織力を最大限に発揮し救出救護活動等を行い被害を最小限に防止すること、並びに乙内における災害で被災した乙の住民の一時避難場所として、甲の施設を開放する等相互に応援体制を築くために必要な事項を定めるものとする。

(責任者)

第2条 甲及び乙は、現場活動等を円滑に行うため、常に責任者（施設長等又は自治会長）を相互に明らかにしておくものとする。

(連絡担当者)

第3条 甲及び乙は、災害時における活動や訓練計画を円滑に行うため、常に連絡担当者（防火管理者）を相互に明らかにしておくものとする。

(応援方法)

第4条 甲の建物内で災害が発生した場合、甲の責任者の要請又は乙の責任者の状況判断により応援するものとする。

この場合における乙の応援者の編成等については、乙側において決定するものとする。

2 乙内での災害により、乙に生活を営むことが困難な居宅が生じた場合、別に定める要綱により甲の施設を一時開放し、被災者を保護するものとする。

(指揮系統)

第5条 応援側は、すべて被応援側責任者の指揮に従い活動するものとする。ただし、指示を仰ぐいとまのない場合は、応援側の責任者の判断に委ねるものとする。

(伝達方法)

第6条 甲又は乙の責任者は、災害が発生した場合は、別に定める要綱により情報伝達を行うものとする。

（資器材等の提供）

第7条 甲及び乙は、災害を覚知した場合は、応援に必要な資器材等の提供を可能な範囲で行うものとする。

（活動の任務等）

第8条 応援者の活動任務は、救出、救護等、被災者の安全確保を主眼とした別に定める要綱により行うものとする。

（経費の負担）

第9条 応援に要した経費は受益者の負担を原則とするが、疑義が生じた場合は相互の話し合いにより決定することができるものとする。なお、応援に係る事故が発生した場合は、宝塚市西消防署長に報告するものとする。

（訓練等）

第10条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、防災訓練又は自衛消防訓練を行うときは相互に連絡し、努めて合同で行うものとする。

2 合同訓練は、原則として秋の火災予防週間中に実施するものとする。

（情報交換）

第11条 甲及び乙は、火災等の災害発生時の応援対策等を検討するため、甲乙間において、毎年5月に情報交換会等を行うものとする。

（協議）

第12条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙間において協議し決定するものとする。

（実施細部）

第13条 この協定に基づく応援要領等については、別に定める要綱によるものとする。

（協定書の保管）

第14条 この協定を証するため正本10通を作成し、それぞれが1通を保管するものとする。

付則 この協定は、平成15年9月1日から効力を生じる。

防災相互応援協定をここに締結する。

平成15年9月1日

社会福祉法人希望の家 指定特定身体障害者授産施設 希望の家ワークセンター

施設長

岡田 義和

社会福祉法人 宝塚さざんか福祉会 通所授産施設 宝塚さざんかの家

施設長

和田 清市郎

宝塚市立養護老人ホーム 福寿荘

宝塚市長

渡部 完

社会福祉法人 宝塚さざんか福祉会 通所更正施設 宝塚あしたば園

施設長

石河 満里

社会福祉法人 あひる福祉会 あひる保育園

園長

脇田 浩美

すみれ共同作業所

所長

王 見 宣彦

ワーク友愛

所長

喜田 保子

メゾン宝塚

自治会長

染矢 学男

県営安倉団地

自治会長

清原 昭子

市営安倉西住宅

自治会長

畠田 紀久雄

希望の家ワークセンター
宝塚さざんかの家
市立養護老人ホーム福寿荘
宝塚あしたば園
あひる保育園
すみれ共同作業所
ワーク友愛
メゾン宝塚自治会
県営安倉団地自治会
市営安倉西住宅自治会

安倉地区福祉エリア防災相互応援要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、安倉地区福祉エリア防災相互応援協定（以下「協定」という。）を効果的に推進するためその細部を定めるものとする。

(応援者の指定)

第2 甲乙の応援者は、原則として消防計画に定める自衛消防隊員等とする。

ただし、上記以外の乙の自治会員が応援のため現場に駆け付けたときは、自治会長等は当該自治会員に応援を求めることができるものとする。

(施設の開放)

第3 協定第4条の施設の開放については、原則として市立養護老人ホーム福寿荘及び希望の家ワークセンターをその避難場所とする。ただし、諸般の事情により受け入れ困難な場合は他の施設を開放するものとする。

(災害の伝達)

第4 協定第6条の伝達方法は、緊急連絡網（別表）により行うものとする。ただし、応援者が伝達以外の方法で火災等を覚知した場合は、所定の場所に駆け付け救護応援を行うものとする。

(集結避難場所等)

第5 乙の応援者は、災害が発生した場合、原則として市立安倉西公園に集結し、乙の責任者の指示に従い活動するものとする。

同様に、同公園は避難者を確保した際の一時的な避難場所とする。

(警戒区域の立入り)

第6 応援者が消防隊又は警察官の到着時以降に現場に駆け付けた場合は、付近の消防職員又は警察官にその旨を報告し、指示に従って行動するものとする。

(服装等)

第7 応援に駆け付ける時は、災害現場で活動することを考慮した服装とし、危害防止のため、努めてヘルメット、手袋、長靴等を着装し、応援者を証する「応援」と記した腕章を着用するものとする。

(資器材等)

第 8 協定第 7 条の資器材等は、それぞれの所有、管理又は占有する建物及び敷地等の施設と、担架・毛布等の救出及び救護に必要な資器材等とをもって充てるものとする。

(活動任務等)

第 9 協定第 8 条の活動任務は、原則として避難誘導、傷病者の搬送、現場救護所等の支援を行うものとする。なお、それぞれの責任者は、応援者の安全等を十分に確認し任務の指示を行うものとする。

(経費負担等)

第 10 応援により生じた消火器具の詰め替え等経常的経費は、甲及び乙相互間の協議により決定し負担するものとする。なお、災害応援において、人的、物的事故が発生した場合は、事案の軽重を問わず事故報告書（別記様式）を作成し宝塚市西消防署長へ報告するものとする。

(訓練等)

第 11 協定第 10 条の訓練等は人命の救出、救護を主眼とした合同訓練を努めて年 1 回以上行うものとする。この場合、それぞれの防火管理者は、宝塚市火災予防条例第 53 条に基づく「自衛消防訓練実施計画書」を宝塚市西消防署長に事前に届け出るものとする。

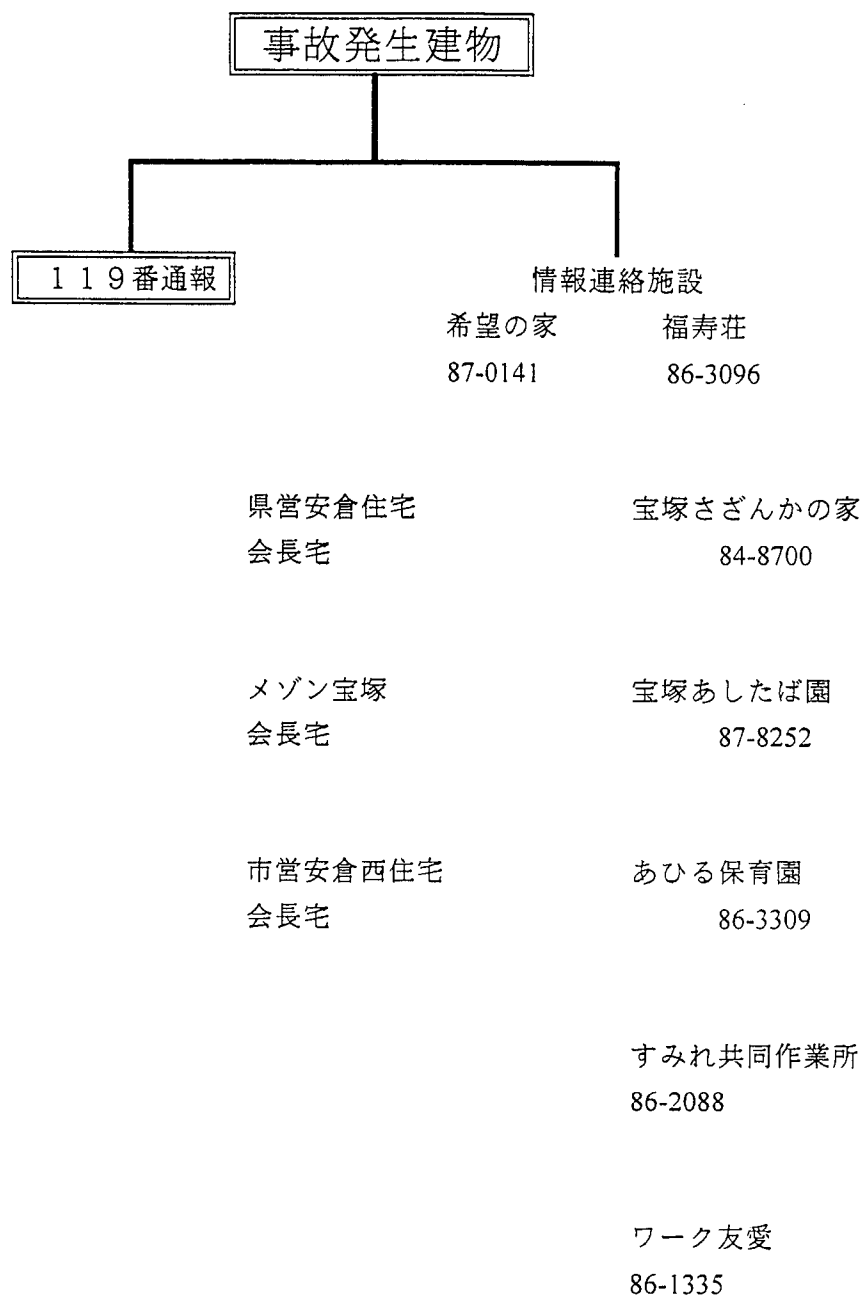
(事務局)

第 12 この要綱に係る事務は、希望の家ワークセンターが担当する。

2 希望の家ワークセンターが事務を行うことができない場合は、市立養護老人ホーム福寿荘がこれを行うこととする。

付則 この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から効力を生ずる。

緊急連絡網



別記様式（第10関係）

事 故 報 告 書

宝塚市西消防署長 事業所名 代表者 印 下 記 の と お り 報 告 し ま す 。			
災害発生日時			
災害発生場所			
災害を受けた者	住 所	氏 名（ 年 月 日生）	職 業
負傷者 住 所 氏 名 災害を受けた者との続柄又は関係 （ 年 月 日生） （ ）			
事故種別 1 人身 2 機器損傷 3 その他			
傷 病 名		傷 病 部 位	
事 故 機 器	種別又は品名		
	保有事業所		
	損 傷 程 度		
事故発生概要			